イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、［建設部門（土質及び基礎）］又は［総合技術監理部門（建設－土質及び基礎）］に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士［建設部門（土質及び基礎）］又は技術士［総合技術監理部門（建設－土質及び基礎）］」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成13年度以降に以下に掲げる要件を全て満たす工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

・提案する基礎構造の施工

・提案する橋脚構造の施工（ただし、コンクリート製橋脚の提案を行う場合に限る）

②　鋼橋工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア　１級土木施工管理技士

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］又は［総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）］に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］又は技術士［総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）］」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成13年度以降に以下に掲げる要件を全て満たす工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

・鋼床版鋼箱桁橋の架設

・提案する橋脚構造の施工（ただし、鋼製橋脚の提案を行う場合に限る）

③　プレストレストコンクリート橋工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア　１級土木施工管理技士

イ　「技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］又は技術士［総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）］」

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成13年度以降に以下に掲げる要件を満たす工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

・プレストレストコンクリート道路橋の補強又は補修工事

④　２⑶①、２⑶②及び２⑶③において監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

⑤　異工種ＪＶの場合は、土木工事を担当する者の中から２⑶①の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置し、鋼橋工事を担当する者の中から２⑶②の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置し、プレストレストコンクリート橋工事を担当する者の中から２⑶③の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すること。単体の場合は、２⑶①、２⑶②及び２⑶③の要件を満たす主任技術者又は監理技術者をそれぞれ配置すること。

⑥　土木工事の設計を担当する設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～ウのいずれかを満たすこと。

ア　技術士［建設部門（土質及び基礎）］

イ　技術士［総合技術監理部門（建設-土質及び基礎）］

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

ただし、コンクリート製橋脚の提案を行う場合は、上記の他に、以下のエ～カのいずれかを満たす設計担当技術者及び設計照査技術者を配置すること。

エ　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］

オ　技術士［総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）］

カ　エ、オと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

ア～ウのいずれかを満たす者とエ～カのいずれかを満たす者は同一者でも可とする。

⑦　鋼橋工事の設計を担当する設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～ウのいずれかを満たすこと。

ア　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］

イ　技術士［総合技術監理部門（建設-鋼構造及びコンクリート）］

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑧　プレストレストコンクリート橋工事の設計を担当する設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～ウのいずれかを満たすこと。

ア　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］

イ　技術士［総合技術監理部門（建設-鋼構造及びコンクリート）］

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑨　設計管理技術者は、以下のア～イのいずれかを満たすこと。

ア　技術士［総合技術監理部門（建設-鋼構造及びコンクリート）］

イ　アと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑷　本事業に係る基本設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑸　競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「説明書」に記載）。

⑹　異工種ＪＶを構成する場合においては、以下に掲げる事項を全て満たしていること。

①　異工種ＪＶの構成員が、各々担当する工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　異工種ＪＶの構成員が、各々担当する工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　同一工種に複数の構成員がいる場合は、その工種ごとに全ての構成員が均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　異工種ＪＶの代表者は、構成員において決定されたものとすること。

⑺　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から技術提案書の提出期限の日までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

⑻　各工種を担当する者が、同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑼　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が平成26年度及び平成27年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

３　技術提案書等に関する事項

⑴　技術提案書等作成説明会　技術提案書、申請書等の作成説明会（以下「作成説明会」という。）を次の要領で行う。

①　日時　平成28年５月13日（金）午前10時00分から正午まで

②　場所　〒221―0013 神奈川県横浜市神奈川区新子安１－２－４（オルトヨコハマビジネスセンター３階）　首都高速道路株式会社　神奈川建設局会議室

③　参加申込方法　作成説明会に参加を希望する場合は、書面（別記様式第６）を申込先へ持参又は郵送することにより申し込むものとし、電送によるものは受け付けない。